

三豊市エコオフィス計画

三豊市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

【 第 5 次実行計画 】

2026年(令和8年) 3月



目 次

第1章 計画策定の背景	1
第1節 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
第2節 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の基本方針	7
第2章 計画改定の趣旨	8
第1節 これまでの事務事業編の策定、改定経緯及び旧計画の概要	8
第2節 第4次エコオフィス計画における主要な成果	9
第3節 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法	11
第4節 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳	12
第5節 三豊市エコオフィス計画のこれまでの目標の達成状況等	14
第3章 基本的事項	15
第1節 事務事業編の目的	15
第2節 事務事業編の対象とする範囲	17
第3節 事務事業編の対象とする温室効果ガス	17
第4節 事務事業編の計画期間	18
第5節 上位計画や関連計画との位置付け	19
第4章 温室効果ガス排出量削減への取組施策	20
第1節 取組施策の基本方針	20
第2節 ソフト的取組施策	21
第3節 ハード的取組施策	29
第5章 実行計画の推進	31
第1節 実行計画の推進体制	31
第2節 エコオフィス計画運用状況の把握	33
第3節 第5次計画の進捗状況の点検	34
第4節 職員に対する研修	34
第5節 エコオフィス計画の進捗状況の公表	35

第1章 計画策定の背景

第1節 地球温暖化問題に関する国内外の動向

1. 世界的な動向

(1) パリ協定の採択

1992年に国連のもと採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、1995年から条約締結国会議（COP）が毎年開催されている。

2015年11月から12月にかけて、フランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、2020年以降の温室効果ガス削減等に関する新たな枠組みである「パリ協定」が採択され、「京都議定書」以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となった。

合意に至った「パリ協定」は、世界共通の長期目標として、「産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことや、「今世紀末には人為的な温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す」といった目標が盛り込まれている。また、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行う「緩和」と既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行う「適応」に関する目的を規定している。



図1 パリ協定の特徴・意義

出典：「STOP THE 温暖化」（2017年、環境省）

(2) 直近の条約締結国会議（COP）の開催状況

2023 年にアラブ首長国連邦で開催された第 28 回締約国会議（COP28）では、パリ協定に基づく初めてのグローバル・ストックテイク（世界全体の進捗評価）が実施され、1.5℃目標の達成に向けた取組が依然として不十分であることが国際社会で共有された。その上で、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策の強化など、今後の取組加速の方向性が示された。

また、2024 年にアゼルバイジャンで開催された第 29 回締約国会議（COP29）では、途上国における気候変動対策を支援するための資金の在り方が主要な議題となり、排出削減と適応策を着実に進めるためには、国際的な資金動員と実効性のある支援が不可欠であることが確認された。

直近の 2025 年 11 月には、ブラジルのベレンにおいて第 30 回締約国会議（COP30）が開催され、パリ協定採択から 10 年の節目として、これまでの合意や取組を踏まえた実施段階の強化や、今後の排出削減に向けた国際的な協調の重要性が改めて共有された。

(3) 世界各国における温室効果ガス排出量の状況

世界各国における温室効果ガス排出量の状況は、表 1 及び図 2 に示すとおりである。

世界でも最も温室効果ガス排出量の多い国は中華人民共和国（中国）、次いでアメリカ合衆国（米国）、インド、ロシアとなっており、日本は世界の中で 5 番目に多い国となっている。

表 1 世界各国における温室効果ガス排出量の状況（2023 年）

順位	国名	エネルギー起源CO ₂ 排出量(t-CO ₂)
1	中華人民共和国(中国)	109億,085万
2	アメリカ合衆国(米国)	50億,813万
3	インド	30億,096万
4	ロシア	21億,745万
5	日本	9億4,682万
6	イラン	9億3,011万
7	インドネシア	7億6,504万
8	カナダ	6億,681万
9	サウジアラビア	5億9,109万
10	ドイツ	5億6,050万

出典：国際エネルギー機関(IEA)「Greenhouse Gas Emissions from Energy,IEA, 2025 - Highlights」

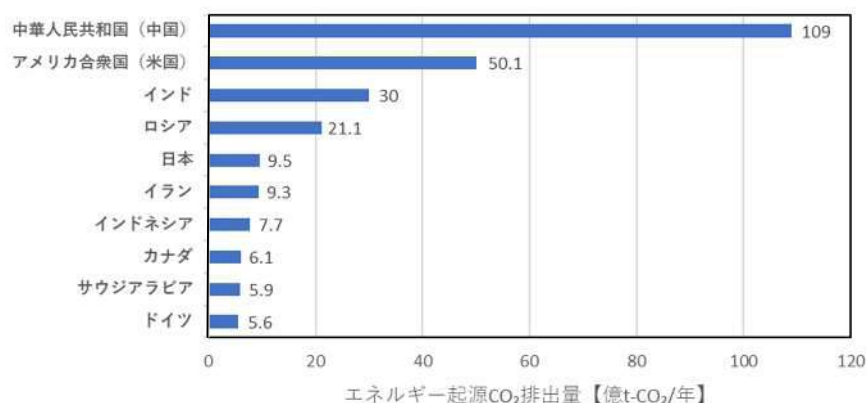


図 2 世界各国における温室効果ガス排出量の排出状況（2023 年）

(4) 主要な国の温室効果ガス排出量の削減目標

主要な国の温室効果ガス排出量の削減目標は表2に示すとおりであり、各国によって基準年度、削減目標が異なっている。

また、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（温室効果ガスの「排出量」から植林等による「吸収量」を差し引いて合計を実質的にゼロ）にする「カーボンニュートラル」を目指す動きが世界的に加速しており、現在、140以上の国と地域がカーボンニュートラルを宣言している。

表2 主要な国の温室効果ガス排出量の削減目標

国名	基準年	削減目標(2030年)	削減目標(2035年)	2050年カーボンニュートラル
中華人民共和国(中国)	2005年	GDP当たり65%以上削減	—	2060年までにカーボンニュートラル
EU	1990年	55%以上削減	—	表明済み
インド	2005年	GDP当たり45%削減	—	2070年カーボンニュートラル
ロシア	1990年	70%に抑制	—	2060年カーボンニュートラル
アメリカ	2005年	50-52%削減	61-66%削減	表明済み
日本	2013年	46%削減(50%削減へ挑戦)	60%削減 73%削減(2040年)	表明済み

出典：外務省 HP https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html

(5) 持続可能な開発のための2030アジェンダの採択

2015年9月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画であり、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」（以下、「SDGs」という。図3参照）が掲げられている。

SDGsの中には、全ての人々の、安価かつ信頼できる接続可能な管理を確保すること（目標7）、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じること（目標13）、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処等（目標15）といった地球温暖化対策に関連することも目標として掲げられている。



図3 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2. 国内の動向

(1) 2050年カーボンニュートラル宣言

2020年10月、政府はパリ協定における世界の長期目標の実現のため、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言した。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2021年6月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、地域において脱炭素へ移行するための工程と具体策を示している。

また、2022年には、脱炭素イノベーションと産業構造変革(GX=グリーントランスフォーメーション)を進める「GX実行会議」が設置され、2023年には、「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定された。

(2) 地球温暖化対策計画の策定

国内では、京都議定書の採択を受けて、1998年に地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)が制定された。

2015年7月には、2030年度における温室効果ガスの削減目標を示した「日本の約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、これを踏まえて2016年3月に温対法が改正され、2016年5月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。

その後、2020年10月には「2050年カーボンニュートラル宣言」が表明された。

2025年2月18日に改定された地球温暖化対策計画では、2013年度比で2030年度において温室効果ガス排出量の46%削減を据え置いたうえで、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることに加え、2035年度において60%削減、2040年度において73%削減することを表明した。

表3 2030年度及び2040年度における排出量の目安と削減率

単位:百万t-CO₂

項 目	排出量実績		排出量目安(2013年度比 削減率)	
	2013年度	2022年度	2030年度	2040年度
エネルギー起源CO ₂	1,235	964	677(45%)	約360~370(70~71%)
産業部門	463	352	289(38%)	約180~200(57~61%)
業務その他部門	235	179	115(51%)	約40~50(79~83%)
家庭部門	209	158	71(66%)	約40~60(71~81%)
運輸部門	224	192	146(35%)	約40~80(64~82%)
エネルギー転換部門	106	84.9 ^{注1}	56(47%)	約10~20(81~91%)
非エネルギー起源CO ₂	82.2	72.6	70.0(15%)	約59(29%)
メタン(CH ₄)	32.7	29.9	29.1(11%)	約25(25%)
一酸化二窒素(N ₂ O)	19.9	17.3	16.5(17%)	約14(31%)
代替フロン等4ガス	37.2	51.7	20.9(44%)	約11(72%)
吸収源	—	▲50.2	▲47.7 ^{注2}	約▲84 ^{注2}
合 計	1,407	1,085	760(46%)	380(73%)

注 1) 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

注 2) 吸収源活動による吸収量の確保を見込んだ値。

(3) 政府実行計画の策定

政府は、自ら率先して地球温暖化対策の推進を図り、地球温暖化対策計画に規定する温室効果ガス削減目標を達成するため「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下、「政府実行計画」という。）を、2025年2月18日に閣議決定した。政府実行計画に盛り込まれた措置（再生可能エネルギーの導入、建築物における省エネ対策の徹底等）を着実に実施することにより、温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに50%、2035年度までに65%、2040年度までに79%削減することを目標としている。

(4) 第7次エネルギー基本計画の策定

第6次エネルギー基本計画以降のエネルギー情勢の変化を踏まえ、2025年2月18日に「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定された。地球温暖化対策計画との整合性を図る計画となっており、原子力発電の活用や再生可能エネルギーの強化など電源構成の方向性、水素等の次世代エネルギーの供給体制など、2040年に向けた政策の方向性が示されている。

(5) 気候変動の影響への適応計画の策定

気候変動への適応を推進することを目的として、2018年6月13日に「気候変動適応法」が公布された。気候変動適応法では、政府による気候変動適応計画の策定等が定められており、2021年10月22日に「気候変動適応計画」が閣議決定された。この計画では、図4に示すとおり「農林水産業」、「自然災害」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野に関して気候変動適応に関する基本的な施策が示されている。なお、2023年5月30日には、熱中症対策実行計画に関する基本的事項を追加する形で一部変更している。

気候変動の影響と適応策（分野別の例）	
農林水産業	影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入
	影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進
自然災害	影響 土石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等
	影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等
水環境・水資源	
自然生態系	影響 造礁カゴ生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全
健康	影響 熱中症による死亡リスクの増加 適応策 高齢者への予防情報伝達
産業・経済活動	影響 様々な感染症の発生リスクの変化 適応策 気候変動影響に関する知見収集
国民生活・都市生活	影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進
	影響 インフラ・ライフラインへの影響 適応策 施設やシステムの強靱化 グリーンインフラの活用等

図4 気候変動適応計画における気候変動の影響と適応策（分野別の例）

第2節 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の基本方針

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）の基本方針は、本市が令和2年度に策定、令和6年度に改訂した「三豊市第2次環境基本計画・三豊市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の『望ましい環境像』の実現のため定められている環境目標のうち、本計画に関連する「エネルギーを有効利用する地球にやさしいまち（脱炭素社会の構築）」とする。

【本市の望ましい環境像】



【本計画の基本方針】（環境基本計画の環境目標1踏襲）

環境目標
1

エネルギーを有効利用する、
地球にやさしいまち（脱炭素社会の構築）

【三豊市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

環境目標
2

資源が循環する、
環境負荷の少ないまち
（循環型社会の構築）

環境目標
3

安心・安全・快適で
水と緑に囲まれた魅力あるまち
（自然共生社会の構築）

環境目標
4

一人ひとりが
学び・体験し・行動するまち
（持続可能な社会の担い手づくり）

第2章 計画改定の趣旨

第1節 これまでの事務事業編の策定、改定経緯及び旧計画の概要

三豊市エコオフィス計画のこれまでの策定経緯は、表4に示すとおりである。

三豊市エコオフィス計画は2007年度に第1次計画を策定して以降、2022年度までに15年が経過しており、当該計画は国内外の地球温暖化に係る動向を踏まえながら第4次計画へ移行した。なお、第2次計画は、計画期間を2014年度から2017年度の4年間で計画していたものの、2015年度に目標の削減率を達成している状況が確認されたことから、2016年度までを計画期間とした。

2022年度は、第4次計画の2年目であるが、地球温暖化に関する国内外の動向や、地球温暖化対策計画における数値目標が改定されたことを踏まえ、一部を改定した。

2025年度は、第4次計画の最終年度に当たることから、第5次計画となる本計画を策定するものである。

表4 三豊市エコオフィス計画のこれまでの策定経緯

計画 年度	三豊市エコオフィス計画					国内外の地球温暖化に係る動向等
	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	
2007	策定					
2008(1)	1年目					地球温暖化対策推進法の改正
2009(2)	2年目					
2010(3)	3年目					
2011(4)	4年目					日本が京都議定書延長に不参加を表明
2012(5)	5年目					第4次環境基本計画を閣議決定
2013(6)		策定				COP19で新たな削減目標を表明
2014(7)		1年目				
2015(8)		2年目				日本の約束草案の決定、パリ協定の採択
2016(9)		3年目	策定			地球温暖化対策計画の閣議決定
2017(10)		4年目	1年目			
2018(11)			2年目			
2019(12)			3年目			
2020(13)			4年目	策定		2050年カーボンニュートラル宣言
2021(14)				1年目		地球温暖化対策推進法の改正 地球温暖化対策計画の改定
2022(15)				2年目		第4次エコオフィス計画の改定
2023(16)				3年目		
2024(17)				4年目		地球温暖化対策推進法の改正 地球温暖化対策計画の改定 第7次エネルギー基本計画の策定
2025(18)				5年目	策定	
2026(19)					1年目	

※(数字): 第1次策定次年度以降の経過年数を示す。

第2節 第4次エコオフィス計画における主要な成果

第4次エコオフィス計画について、「ハード的取組」と「ソフト的取組」における主要な成果を以下に示す。

(1) ハード的取組

ハード的取組における主要な成果は、公共施設の統廃合である。

統廃合を行った、主な公共施設は、表5に示すとおりである。

また、省エネルギー設備の導入を行った公共施設は、表6に示すとおりである。

表5 統廃合した主な公共施設

No	旧施設名称	新施設名称	新施設供用開始年度
1	財田方面隊第6分団1部屯所 財田方面隊第7分団屯所	財田町防災センター	令和3年度
2	詫間方面隊第7分団(生里)屯所 詫間方面隊第7分団(仁老浜)屯所	詫間方面隊第7分団屯所	令和4年度
3	山本方面隊第2分団第2部屯所 山本方面隊第2分団第3部屯所	山本方面隊第2分団屯所	令和4年度
4	三野方面隊第1分団屯所 三野町公民館大見分館	三豊市地域交流館大見	令和5年度
5	荘内自然休養村センター 詫間町大浜老人いこいの家	三豊市地域交流館荘内	令和6年度
6	旧詫間庁舎 詫間福祉センター 詫間勤労会館	市民センター詫間	令和7年度

表6 省エネルギー設備の導入を行った公共施設一覧

No	施設名称	導入機器	導入年度
1	三豊市総合体育館	LED照明器具	令和3年度

(2) ソフト的取組

①ソフト的取組の実施に向けた周知

温室効果ガスの排出量削減の目標達成に向けて、エコオフィス担当者会において、ソフト的取組の実施について周知を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、窓を開けながらの空調利用等を実施した影響もあり、温室効果ガスの削減が思うように進んでいない状況である。

②評価改善チェックシートの導入による管理

評価改善チェックシートについて、第4次エコオフィス計画において掲げた目標は、本市の事務事業に係る施設単体が目指すべき目標に置き換えて達成すべき値であるものとし、施設を管理する各所属に対して、それぞれの目標並びに当該年度の地球温暖化対策に資する取組状況を把握するために設けた制度である。

当該制度では、チェックが行われた結果に対して、その結果の妥当性まで検証し、評価対象者へフィードバックすることによって、効果的なPDCAサイクルの構築を図った。

第3節 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法は、施設における電気や燃料の使用などの温室効果ガス排出の要因となる「活動量」を基に、各々の活動量に対して設定された「温室効果ガス排出係数」と「地球温暖化係数(GWP)」を乗じて求める。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【温室効果ガス排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数(GWP)】}$$

● 活動量

活動量は、温室効果ガス排出の要因となる電気・燃料使用量等となる。

● 温室効果ガス排出係数

温室効果ガス排出係数は、政令により活動の区分ごとに規定された値で、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定支援サイト」に公開されている、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条に基づく排出係数一覧」を使用する。

※ 「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定支援サイト」

URL : https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html

ただし、電気の使用に伴う温室効果ガス排出係数については、本市の活動における温室効果ガス排出量の増減を把握することを目的として、平成25年度の電気事業者別CO₂排出係数(平成26年12月5日 環境省公表)を全ての年度に固定して使用とする。

※ 四国電力：0.699 g-CO₂/kWh

なお、各年度の電気事業者別CO₂排出係数を反映させた排出量も参考として、P13の図7に掲載する。

● 地球温暖化係数(GWP)（表7参照）

地球温暖化係数(GWP)は、二酸化炭素(CO₂)を基準（“1”）として、各温室効果ガスの地球温暖化への影響度を示す数値。（二酸化炭素(CO₂)に対する比率。）

表7 地球温暖化係数(GWP)

温室効果ガス	地球温暖化係数(GWP)	備考
二酸化炭素(CO ₂)	1	-
メタン(CH ₄)	28	-
一酸化二窒素(N ₂ O)	265	-
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	4~12,400	エアコンの冷媒に使用されている代替フロン HFC-134a のGWP は、1,300

第 4 節 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳

(1) 平成25年度（基準年度）の電気事業者別CO₂排出係数での推移及び内訳

温室効果ガス総排出量の推移及び内訳は、図 6 及び表 8 に示すとおりである。

第 4 次計画における温室効果ガス排出削減目標は、34.6%削減（2013(平成 25)年度比）と掲げており、2024(令和 6)年度における温室効果ガス排出量は、16,387 t-CO₂で、前年度対比 0.3%減（52 t-CO₂削減）、基準年度対比 24.3%減（5,266 t-CO₂削減）となっている。

当初の年度削減目標が基準年度対比 32.7%減（7,076 t-CO₂削減）となっていたため、当初目標より 1,810 t-CO₂の削減が未達となっている。

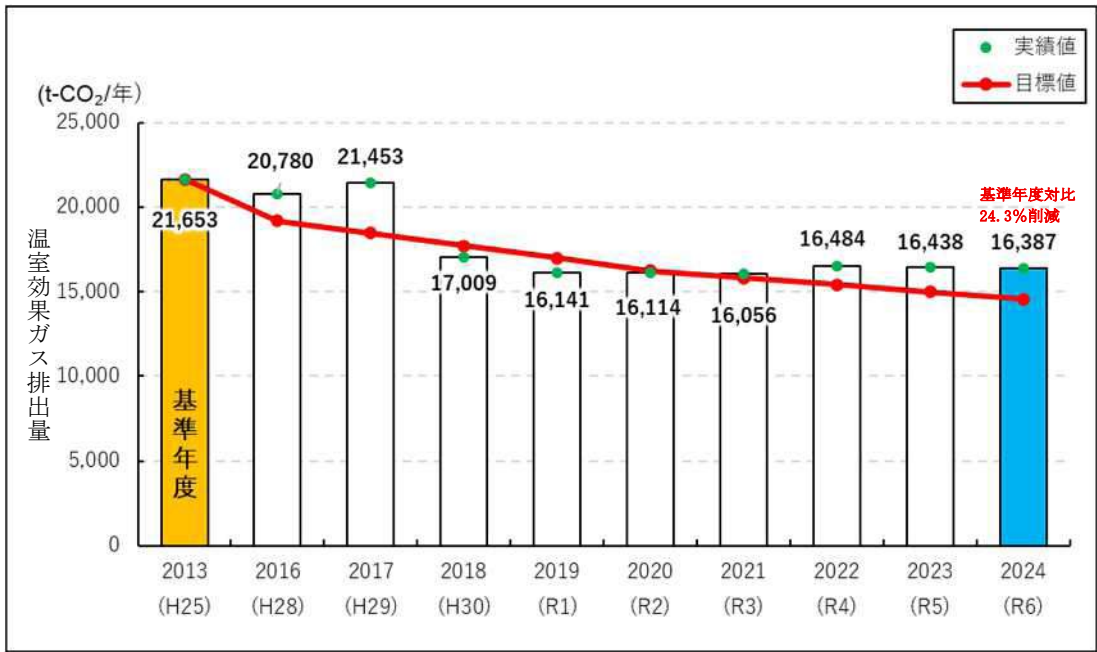


図 6 本市における温室効果ガス排出量の推移
(基準年度の実排出係数を用いて算定した場合)

表 8 2024 年度と 2013 年度の温室効果ガス排出量の構成比の比較

項 目			【基準年度】 2013 年度 (平成 25 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	
			排出量 (kg-CO ₂)	排出量 (kg-CO ₂)	基準年度 対 比
エネルギー 起源 CO ₂	燃 料	①ガソリン	229,975	168,156	▲26.9%
		②軽油	510,323	452,747	▲11.3%
		③灯油	894,577	614,771	▲31.3%
		④A 重油	2,733,105	1,560,098	▲42.9%
		⑤LPG	540,123	595,087	10.2%
	⑥電気		16,284,861	12,601,477	▲22.6%
⑦エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス			460,033	394,756	▲14.2%
温室効果ガス排出量			21,652,997	16,387,093	▲24.3%

(2) 各年度の電気事業者別CO2排出係数での推移及び内訳

温室効果ガス総排出量の推移及び内訳は、図7に示すとおりである。

2024(令和6)年度における温室効果ガス排出量は、11,865 t-CO₂で、基準年度対比 45.2%減
(9,788 t-CO₂削減)となっている。

当初の年度削減目標が基準年度対比 32.7%減(7,076 t-CO₂削減)となっていたため、当初目標より 2,712 t-CO₂の削減達成となっている。

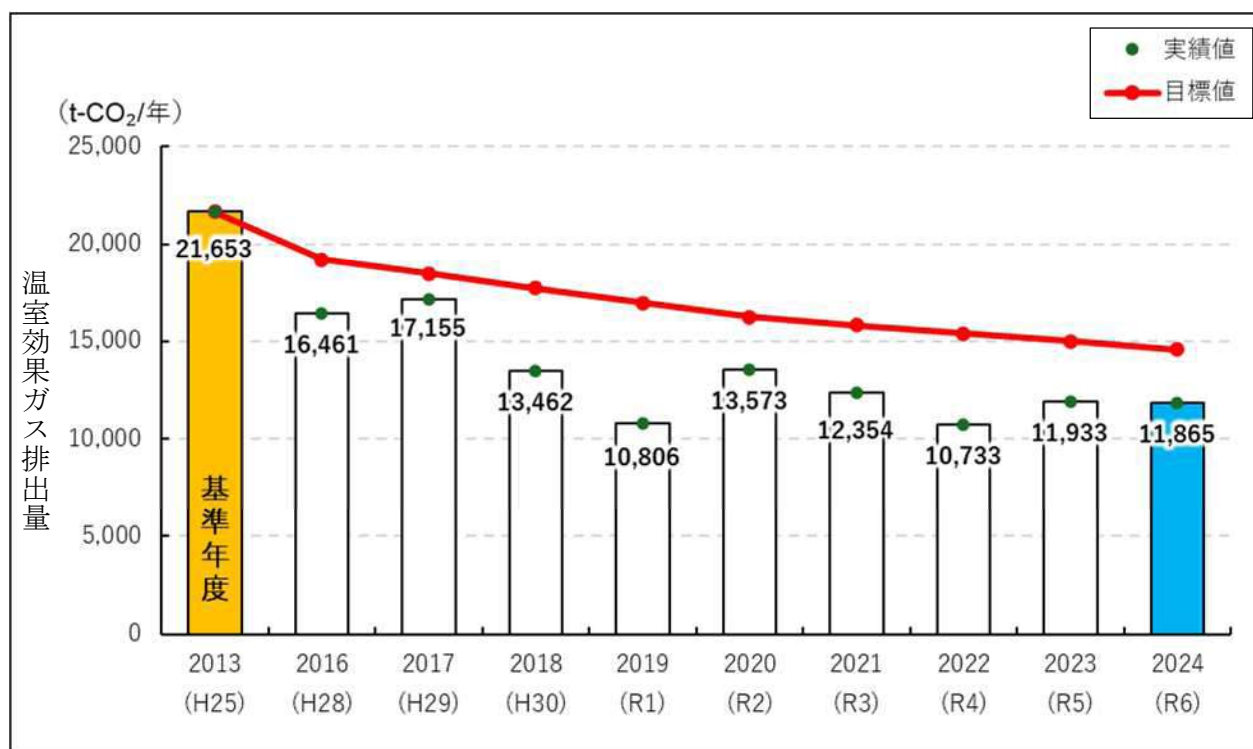


図7 本市における温室効果ガス排出量の推移
(各年度の実排出係数を用いて算定した場合)

第5節 三豊市エコオフィス計画のこれまでの目標の達成状況等

三豊市エコオフィス計画のこれまでの目標の設定及び達成状況は、表9及び図8に示すとおりである。

第1次計画は、2006年度から2012年度の7年間に於いて3%の削減率を目標に掲げ、実績として2012年度に2006年度比3.4%の削減が図られていた。

第2次計画は、2012年度から2017年度の6年間に於いて2.3%の削減率を目標に掲げ、実績として2015年度に2012年度比11.4%の削減が図られていたことから計画を前倒して第3次計画を策定した。

第3次計画は、2013年度から2020年度の8年間に於いて25.0%の削減率を目標に掲げ、実績として2020年度に2013年度比24.8%の削減が図られており、削減目標をわずかに満たさない結果となった。

第4次計画は、2013年度から2025年度の13年間に於いて34.6%の削減率を目標に掲げており、現在計画が進行中である。

表9 三豊市エコオフィス計画のこれまでの目標の設定及び達成状況

計 画 項 目	基準 年度	目標 年度	削減目標		
			計 画	実 績	達成状況
第1次	2006	2012	3 %	3.4%	達成
第2次	2012	2017	2.3%	11.4% (2015年度)	前倒しで達成
第3次	2013	2020	25.0%	24.8% (2020年度)	わずかに未達
第4次	2013	2025	34.6%	24.3% (2024年度)	計画進行中



図8 三豊市エコオフィス計画のこれまでの目標の設定及び達成状況

第3章 基本的事項

第1節 事務事業編の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下“温対法”という。）」第21条第1項の規定に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、本市の事務及び事業における温室効果ガスの排出削減を目的として策定するものである。

なお、第5次計画の策定は、法令の遵守はもとより、以下に示す意義及び目的を有するものである。

／／／ 計画策定の意義・目的 ／／／

- 法令（「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」）の遵守
- 市の事務及び事業における、省エネルギー化を主体とした地球温暖化対策の推進
- 市民・事業者への普及啓発を目的とした行政の率先行動
- エネルギー消費量削減による経費節減

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）
（平成十年十月九日法律第百十七号）

最終改正：令和六年六月十九日法律第五六号

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

～ 中略 ～

1 3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

1 4 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

1 5 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1 6 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

1 7 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

また、本市の全事務及び事業は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）の特定事業者（事業者全体で年度単位のエネルギー総使用量が原油換算で1,500 kℓを超える事業者）として、エネルギー使用状況の把握や省エネルギー化の推進が義務となっている。

省エネルギー化への取組は、地球温暖化対策において重要な位置付けとなることから、本市では、施設の運用改善等による温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減における取組の合理化を目指すものとする。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（抜粋）

（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号）

最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

（特定事業者の指定）

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（連鎖化事業者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。））、認定管理統括事業者（第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置している全ての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。

～ 以下省略 ～

さらに、先に述べた「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体に求められている基本的事項に基づき、地球温暖化対策を着実に実行するため本市が担うべき役割と姿勢を明確にする。

／／／ 地方公共団体の基本的役割 ／／／

■ 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のため総合的かつ計画的な施策を推進する。

■ 自らの事務及び事業に関する措置

自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指す。

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組む。

1. 2050年ネット・ゼロ実現に向けた戦略的取組

我が国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年ネット・ゼロの実現を目指す。

～ 中略 ～

2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。

第2節 事務事業編の対象とする範囲

事務事業編の対象とする範囲は本市の全ての事務及び事業とする。

第3節 事務事業編の対象とする温室効果ガス

調査対象とする温室効果ガスは、温対法や地球温暖化対策計画において、削減の対象とされている7物質のうち、以下の4物質とする。

他の3物質*は、本市の事務及び事業からの排出がないため調査対象外とする。

 調査対象ガス：二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)……………4種類

表 10 調査対象とする温室効果ガスと発生源

調査対象とする温室効果ガス	発 生 源
二酸化炭素(CO ₂)	電気使用量※、燃料使用量
メタン(CH ₄)	汚泥の焼却量、下水・し尿処理量、浄化槽の使用人数、定置式機関(内燃機関)での燃料使用量、自動車走行距離、家庭用機器(ガスコンロ、給湯器、ストーブ等)での燃料使用量 麻醉剤の使用…(N ₂ Oのみ)
一酸化二窒素(N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	カーエアコンからの冷媒漏洩量 (オゾン層を破壊しない代替フロン)

※ 電力消費に伴うCO₂の排出

電力事業者は、消費者(供給先)の需要に応じて発電し、消費者に成り代わって発電の過程でCO₂を排出する。従って発電に伴い排出されるCO₂は消費者が排出するものと見なす。

* 温室効果ガスの他の3物質は、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)、パーフルオロカーボン類(PFC)である。

第4節 事務事業編の計画期間

第5次計画の実行期間は、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とする。

計画期間の概要は図9に示すとおりであり、削減目標は2030年度(令和12年度)において基準年度比で51.0%削減とする。

第5次計画の実行期間：2026年度(令和8年度)～2030年度(令和12年度)
 ≪5年間≫

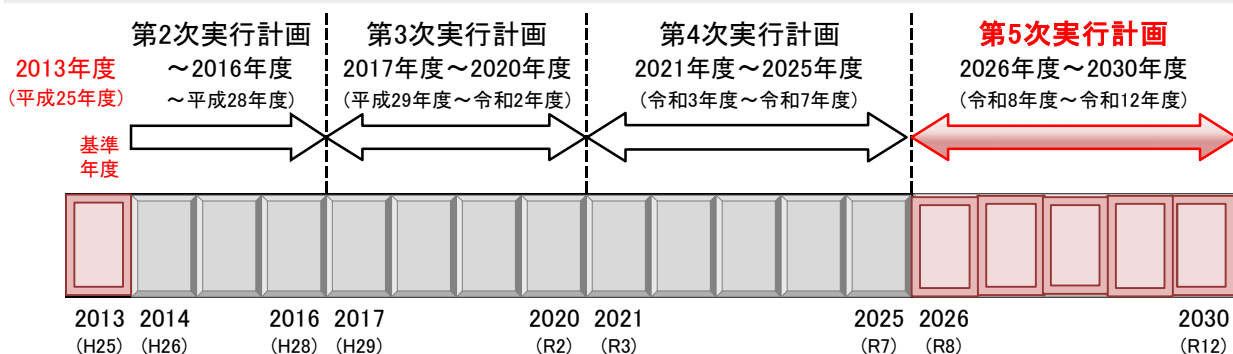
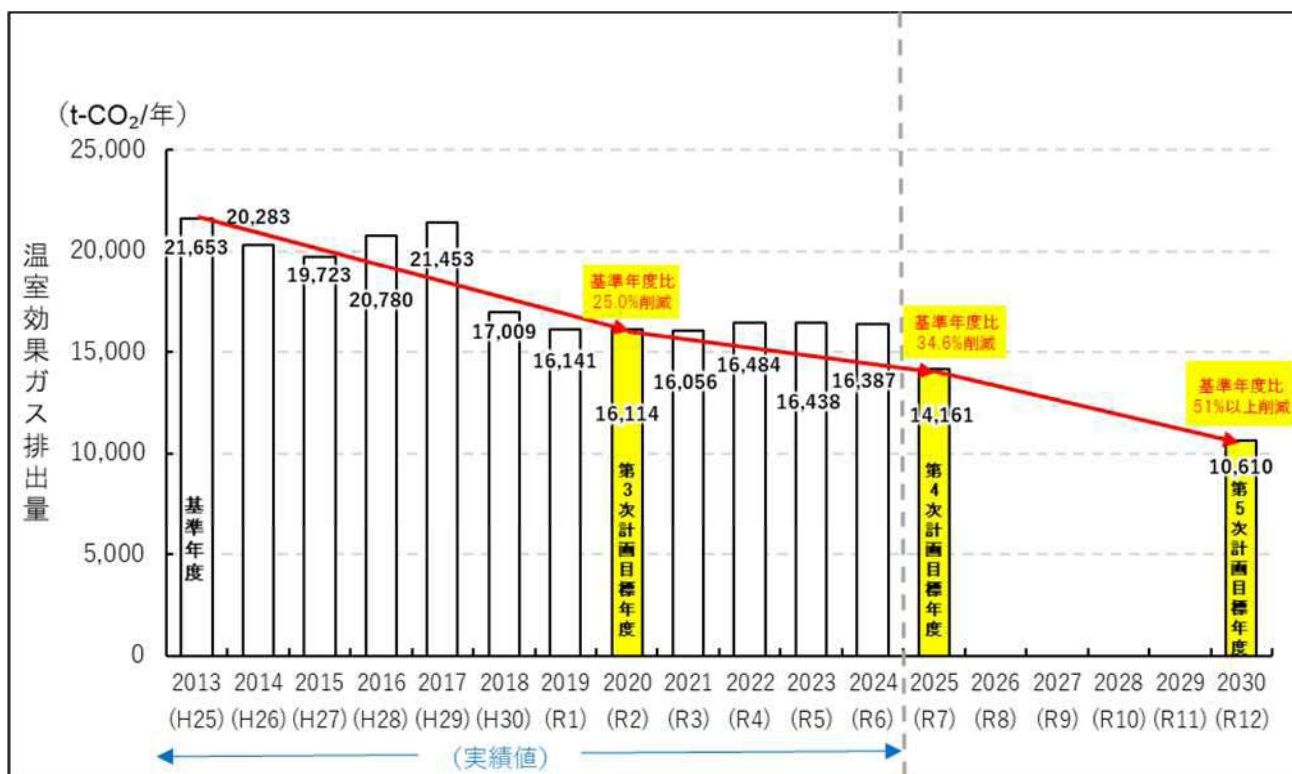


図9 計画期間及び見直し時期の概要

《本計画の目標》

削減目標：51.0% (11,043 t-CO₂) 削減 (基準年度比)



第5節 上位計画や関連計画との位置付け

上位計画や関連計画との位置付けは、図10に示すとおりである。

本計画は、関連計画である「三豊市公共施設等総合管理計画」、「三豊市一般廃棄物処理基本計画」、「三豊市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら推進するものとする。

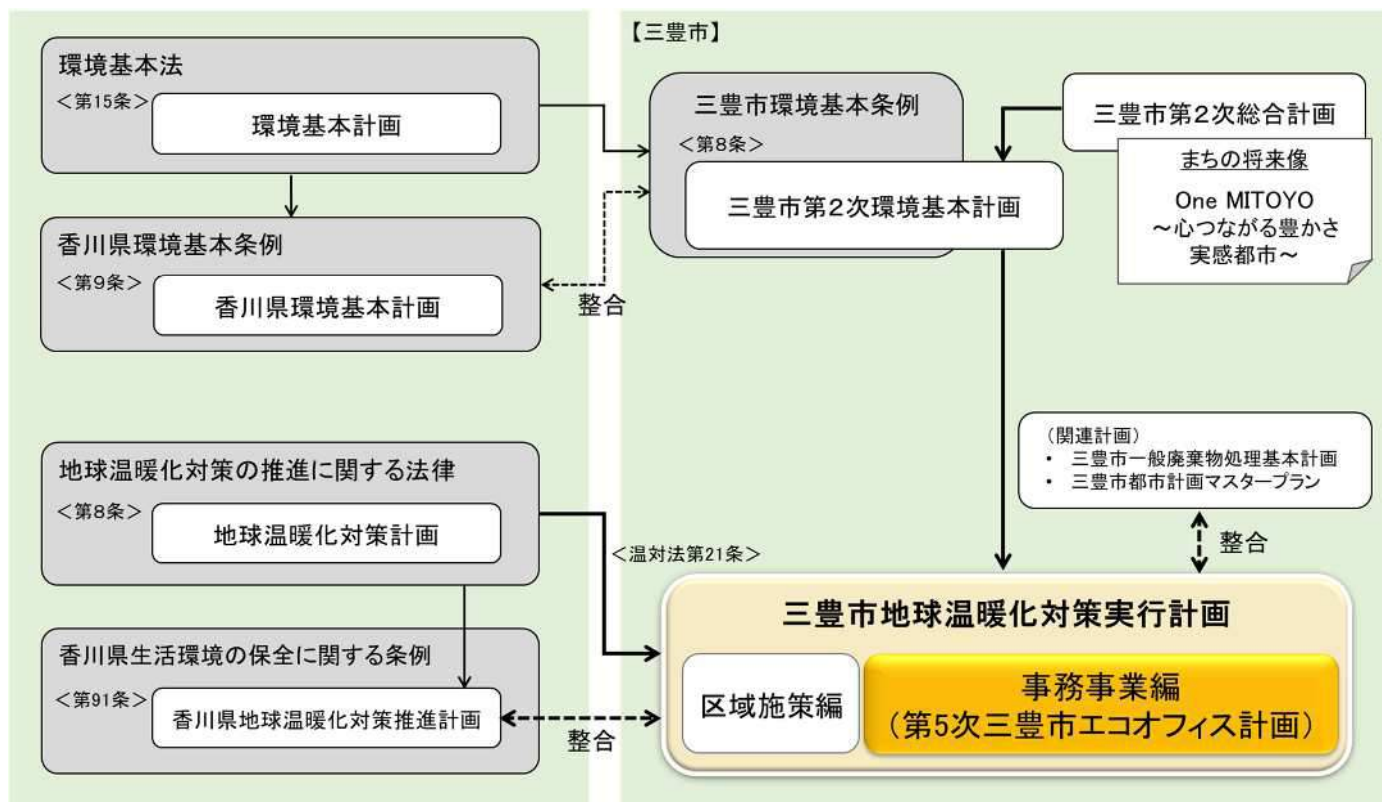


図10 上位計画や関連計画との位置付け

第4章 温室効果ガス排出量削減への取組施策

第1節 取組施策の基本方針

本市の地球温暖化対策や省エネルギー対策等の環境保全への取組状況をもとに、第5次計画の基本方針及び温室効果ガス排出量削減と省エネルギー化へ向けた取組施策を以下のように設定する。

1. 第5次計画の基本方針

今後のエコオフィス計画においては、温室効果ガス排出量の大幅削減を目指すため、省エネ設備の導入を柱とする「ハード的取組」の強化・拡充を継続して行うものとする。

また、省エネ設備の導入にあわせて、これまでのソフト的取組を引き続き実施することにより、“設備性能による削減効果”と“省エネ行動による削減効果”のダブル効果を得るものとする。

(1) ソフト的取組の徹底

職員による省エネ行動などの取組に関しては、一定の効果が認められることから、今後も施設や職場あるいは職員の差異なくソフト的取組が実行されるよう、周知徹底を図る。

(2) ハード的取組の推進

温室効果ガス排出量を大幅に削減するため、ソフト的取組の節電効果の対象物である設備（ハードウェア）の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大を推進する。

2. 温室効果ガス排出量削減への取組施策

(1) ソフト的取組施策

施設の運用改善（空調、換気、照明設備等）を推進など、職員による取組を主体とした即効性が期待される取組。

(2) ハード的取組施策

施設の省エネ設備導入を計画的かつ積極的に実施することや、再生可能エネルギーの導入を推進することを主体とした、高い効果が期待される取組。

第2節 ソフト的取組施策

ソフト的取組施策は、地球温暖化対策及び省エネルギーへの取組の徹底及び継続的な取組を目的として、以下の項目で設定する。

1. 空調、換気に関する取組

(1) 職員、職場内での取組

- 冷房時の室温は28℃を目安に設定する。(職場や部屋毎で温度設定可能な場合)
- 暖房時の室温は19℃を目安に設定する。(職場や部屋毎で温度設定可能な場合)
- 昼休みや就業時間外には冷暖房機器の電源を切る。
- 会議室等の断続的に使用する部屋では、空調をこまめに切る。
- 服装で寒暖を調節(クールビズ・ウォームビズの実施)するよう心掛ける。

空調は設定温度より体感温度で調整を！

快適に感じる温度は人により異なります。また、活動状況(動いている、じっとしている)や湿度などにより、体感温度は大きく変わります。省エネルギー志向の温度設定を目指し、着衣の工夫を取り入れましょう。

クールビズ、ウォームビズによる体感温度の変化

ノーネクタイ
-2℃



カーディガン
+2.2℃



ひざかけ
+2.5℃



ソックス
+0.6℃

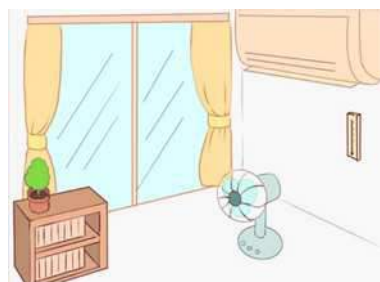


出典:資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

- ドア・窓の開閉は少なくする(適宜、換気をする)
- 室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする。
- ブラインドやカーテン等の活用により、冷暖房効率の向上を図る。
- 冷気・暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、空調の周囲には物を置かない。
- 温度計を設置して室温を管理する。
- 空調のフィルターは定期的に清掃する。
- 扇風機を併用する。

冷暖房は必要ときだけつける！

- ・冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度:28℃)
年間で電気18.78kWhの省エネ、原油換算4.73L、
CO₂削減量9.2kg 約580円の節約
- ・暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度:20℃)
年間で電気40.73kWhの省エネ、原油換算10.26L
CO₂削減量19.9kg 約1,260円の節約



出典:資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

(2) 施設管理者側での取組

- 空調機器の運用マニュアルを作成・統一する。
- 閉館時間が定まっている施設では、閉館30分前に空調を止める。
- 小型の室外機には日除けを設ける。

2. OA 機器に関する取組

職員、職場内での取組

- 外勤時や作業を中断する時は、コンピュータの電源を切る。
- コピー機やプリンターは、低電力モードを有効利用する。
- スイッチ付き電源タップによりOA機器の電源管理を簡便化する。(常時通電する機器と退庁時に電源を切るものを分ける)
- 昼休みはOA機器の電源を切る。
- モニター画面の輝度を下げる。
- 本体だけでなくデュアルモニターの電源も切る。

スクリーンセーバーは省エネ?

・スクリーンセーバーは、パソコンを一定時間操作しないと、自動的にパソコン画面の表示を変えたり、不規則に動く画像を表示させたりし、キーボードやマウスに触れると元の状態に戻す機能を持ったソフトウェアです。

きれいなので、設定している人も多いですが、実際には、消費電力は上がりません。特に3Dのスクリーンセーバーは、描画処理にCPUパワーを多く使うため、パソコンを操作していないのに、かえって消費電力があがるものもあります。

使わないときは、電源を切る！

- ・1日1時間利用時間を短縮した場合
ノート型PCの場合
年間で電気5.48kWhの省エネ、原油換算1.38L
CO₂削減量2.7kg 約170円の節約



出典: 資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

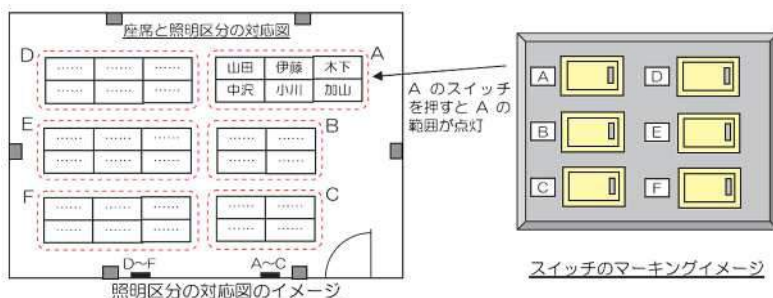
3. 照明に関する取組

(1) 職員、職場内での取組

- 昼休みは照明を消す。(窓口業務等は除く)
- 日中日当たりの良い場所では、照明をこまめに消す。
- 会議室、トイレ、給湯室等の断続的に使用する部屋では、照明をこまめに消す。
- 退庁時には人のいなくなるエリアの照明を消す。
- 照明器具の清掃等、設備の保守点検を定期的に行う。
- スイッチと照明エリアの相関図を作成し、スイッチ周辺に表示し、必要部分のみの照明点灯を実施する。

照明エリアの把握を！

照明の点灯エリアを把握し、使用者が認識できるようにスイッチに該当する点灯エリアを表示しましょう。



(2) 施設管理者側での取組

- 洗面所やトイレには人感センサ付き照明やスイッチを設置する。
- 白熱電球は、LED電球に切り替える。
- トイレ、廊下、階段等について、不用な箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する。
- スイッチに照明場所の表示を行うことにより、必要部分のみの照明点灯を実施する。
- 施設敷地内の外灯等の点灯は、安全等へ配慮しつつ必要最小限とする。

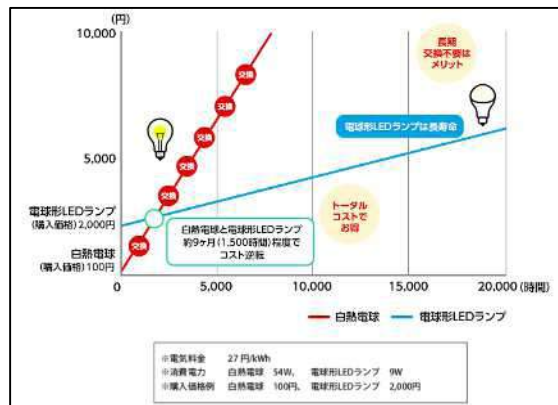
照明器具をLEDに切り替える！

- ・ 68Wの蛍光灯器具から34WのLED照明器具に交換(年間2,000時間使用)

年間で電気68.00kWhの省エネ、原油換算15.16L、CO₂削減量29.2kg 約2,108円の節約

参考：白熱電球と電球型LEDランプのコスト比較例

- ・ 右記のグラフは【LED照明産業を取り巻く現状】
2012年11月29日経済産業省商務情報政策局
情報通信機器課の資料を基に、電気料金単価
を27円/kWh(新電力料金目安単価)に変更し、
再試算しています。(年間使用時間：2,000時間)



出典：資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

4. その他電力使用機器に関する取組

職員、職場内での取組

- 電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとする。
- 長時間使用しない電気製品等のプラグをコンセントから抜くとともに、スイッチ付き電源タップの活用により待機電力の削減を図る。
- 3階程度の移動には、エレベータを使用せず、階段を利用する。

5. 施設燃料に関する取組

(1) 職員、職場内での取組

- 湯を沸かすときは、水から温めずに瞬間湯沸かし器等を併用する。
- 給湯器や湯沸かし器の設定温度を低めにする。
- ガスコンロ等の火の強さは、やかんの大きさに合わせて調節する。
- 暖房器具（ストーブ、ファンヒーター等）の火力を抑えて使用する。
- 湯沸かし時には必要最小限の量を沸かすようにする。

電気ポットは長時間使用しないときはプラグを抜く！

電気ポットに満タンの水2.2Lを入れ沸騰させ、1.2Lを使用後6時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較。

年間で電気107.45kWhの省エネ、原油換算27.08L

CO₂削減量52.4kg 約3,330円の節約



出典：資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

(2) 施設管理者側での取組

- ボイラー等は定期的にメンテナンスを実施する。

6. 公用車に関する取組

職員、職場内での取組

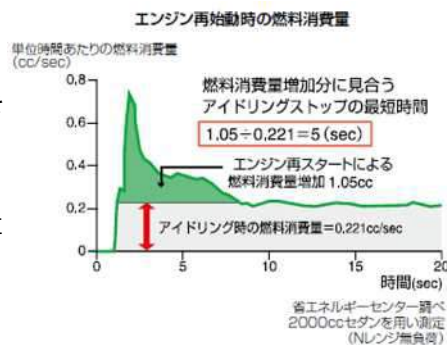
- 5秒以上の停車でエンジンを切る。(アイドリングストップの実施)

アイドリングストップで燃費改善を！

- ・エンジン始動時の燃料消費増加分は5秒間のアイドリングと同じであり、これ以上の停車を目安にアイドリングストップを心掛けましょう。

5秒の停止で、アイドリングストップした場合

- ・年間でガソリン17.33Lの省エネ、原油換算15.48L、CO₂削減量40.2kg 約2,480円の節約



出典：(一財)省エネルギーセンター「Let'sスマートドライブ」

資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

- 荷物の積み降ろし等で車を降りる際は、短時間でもエンジンを切る。
- 不用な積載物を乗せたまま走行しない。

車の走行時には、不用な積載物を積まない！

110kgの不要な荷物を載せて走ると、燃料消費は3.4%程度増加します。車は重くなるほど多くの燃料を消費します。運ぶ必要のない荷物は、降ろして運転しましょう。



出典：(一財)省エネルギーセンター「Let'sスマートドライブ」

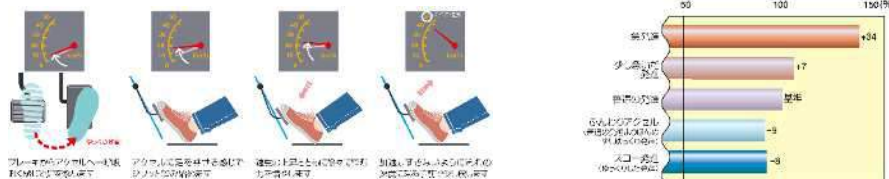
- 道路状況（工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等）について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける。
- 近い距離の外出には徒歩や自転車を利用する。
- 公共交通機関の利用を心掛ける。
- 燃料消費量と走行距離から燃料を計測し、取組の指標とする。
- メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する。
- カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける。

- 急発進、急加速を抑制し、一定速度での走行を心掛ける。

ふんわりアクセルスタートを！

発進時にブレーキを放してからひと呼吸置いてアクセルに足を掛けます。発進5秒で時速20kmを目安にゆったり運転します。

少し、ゆっくりスタートするだけで、普通の発進に比べ**燃料消費が約10%節約**できます。



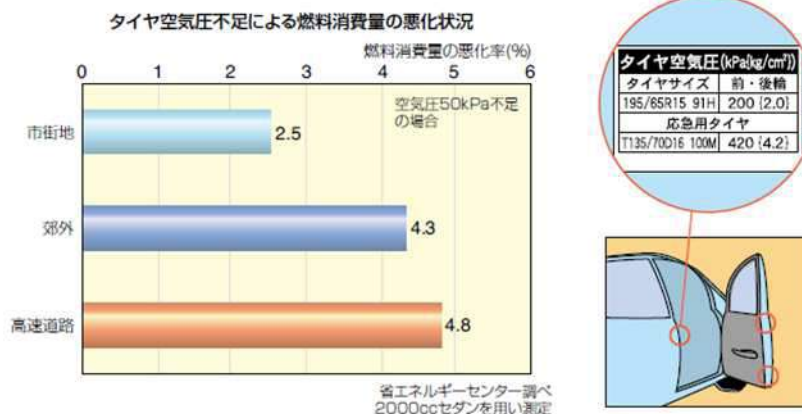
出典：(一財)省エネルギーセンター「Let'sスマートドライブ」

- 給油時等にタイヤの空気圧をチェックする。(月1回程度)

月1回はタイヤ空気圧の点検を！

タイヤの空気圧不足は燃費の低下を招きます。また、タイヤの偏摩耗やグリップの低下等、安全面でも問題となります。

なお、適正空気圧はタイヤが冷えている状態を基準にしており、出発前や出発直後の点検が必要となります。(走行後の点検では適正值になりません)



出典：(一財)省エネルギーセンター「Let'sスマートドライブ」

7. その他の項目に関する取組

(1) 職員、職場内での取組

- 毎月のエネルギー使用量を記入するシートを作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見える化」を行う。
- 職員を対象に環境に対する研修等を実施する。
- 市民や事業者に対してごみの分別や減量化、資源化を呼びかける。
- 購入する物品の内容や数量を吟味し、購入量そのものを削減する。
- 事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減する。
- 裏面が白紙の使用済み用紙を再利用する。(コピーやプリンターに専用トレイを設ける)
- 職場毎に用紙の分類・回収トレイ等を設け、再利用やリサイクルを徹底する。(裏面使用用紙、資源回収、機密文書等)
- 事務書類(会議用資料、事務手続、報告書、FAX送付状等)を簡素化する。
- 用紙の処理に関する判断基準を設け、リサイクル率を向上する。

- 用紙サイズの統一化（A4版化）により用紙使用の合理化を図る。
- パソコンからプリントするときは、必ずプレビューで確認してから印刷を行う。
- ミスコピーを防止するため、コピー機使用後には必ずリセットボタンを押す。
- 物品購入時には環境物品の調達（グリーン購入）を徹底する。

エコな消費活動を！

環境ラベルの付いている製品などを選んで購入することにより、消費活動をできるだけ環境負荷の少ないものにすることができます。



エコマーク



SuMPO EPD



グリーンマーク



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用



PETボトルリサイクル
推奨マーク



統一省エネラベル



カーボンフットプリント
コミュニケーションプログラム

- コピー・印刷部数を把握して、必要最小限のコピー・印刷に留める。（予備・控えの削減）
- 特に支障のある場合を除き、両面印刷や縮小印刷（1枚の用紙に2ページ分を印刷する等）とする。
- 使用済み封筒やファイリング用品の再利用を推進する。
- ポスターやカレンダー等の裏面をメモ用紙や名刺等に活用する。
- シュレッダーの使用は個人情報に記載されているものに限り、コピー用紙の再利用を徹底する。
- トナー・インクカートリッジ等のリサイクルを徹底する。
- 文具等は、詰め替え等により長期使用する。
- 使い捨て製品の購入を抑制するとともに詰め替え製品やリターナブル容器入り製品を優先的に購入する。
- マイ箸、マイ水筒を利用する。

（２）温室効果ガス削減に向けた情報提供等の取組

- 職員が実施している省エネ行動や、公共施設における様々な省エネ設備導入に係る技術・手法等の情報提供を行うことにより、市民・事業者等による温室効果ガス排出削減を推進し本市全体の低炭素化を目指す。
- 近隣自治体や、県との連携を図り、広域での脱炭素社会の実現の推進を目指し協力する。

8. 重点的取組項目の設定

第5次計画では、上記1.～7.の取組項目において、第4次計画で設定されていた重点的取組項目を引き続き実施する。

本市の温室効果ガス排出構成の約3/4を電気が占めていることから、重点的取組項目の対象項目は、「1. 空調、換気に関する取組」、「2. OA機器に関する取組」、「3. 照明に関する取組」、「4. その他の電力使用機器に関する取組」の中から選定した。

(1) 空調、換気に関する重点取組項目

職員、職場内での取組

- 冷房時の室温は28℃を目安に設定する。（職場や部屋毎で温度設定可能な場合）
- 暖房時の室温は19℃を目安に設定する。（職場や部屋毎で温度設定可能な場合）
- 昼休みや就業時間外には冷暖房機器の電源を切る。
- 会議室等の断続的に使用する部屋では、空調をこまめに切る。
- 服装で寒暖を調節（クールビズ・ウォームビズの実施）するよう心掛ける。

施設管理者側での取組

- 空調機器の運用マニュアルを作成・統一する。
- 閉館時間が定まっている施設では、閉館30分前に空調を止める。

(2) OA機器に関する重点取組項目

職員、職場内での取組

- 外勤時や作業を中断する時は、コンピュータの電源を切る。
- コピー機やプリンターは、低電力モードを有効利用する。
- スイッチ付き電源タップによりOA機器の電源管理を簡便化する。（常時通電する機器と退庁時に電源を切るものを分ける）
- 昼休みはOA機器の電源を切る。
- モニター画面の輝度を下げる。
- 本体だけでなくデュアルモニターの電源も切る。

(3) 照明に関する重点取組項目

職員、職場内での取組

- 昼休みは照明を消す。（窓口業務等は除く）
- 日中日当たりの良い場所では、照明をこまめに消す。
- 会議室、トイレ、給湯室等の断続的に使用する部屋では、照明をこまめに消す。
- 退庁時には人のいなくなるエリアの照明を消す。

施設管理者側での取組

- 白熱電球は、LED電球に切り替える。
- トイレ、廊下、階段等について、不用な箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する。

(4) その他の電力使用機器に関する重点取組項目

職員、職場内での取組

- 長時間使用しない電気製品等のプラグをコンセントから抜くとともに、スイッチ付き電源タップの活用により待機電力の削減を図る。
- 3階程度の移動には、エレベータを使用せず、階段を利用する。

第3節 ハード的取組施策

ハード的取組施策は、公共施設等の脱炭素化を目的として、以下の項目で設定する。

なお、ハード的取組施策の実施にあたっては、本市の公共施設のあり方や再配置計画等について、取りまとめている「三豊市公共施設等総合管理計画」と整合を図った上で推進していくものとする。

1. 省エネ設備の導入

高効率エアコンや高効率ボイラーなど、エネルギー効率が高く、消費するエネルギーを低く抑えることができる設備をはじめ、自動調光システムや人感照明センサなど必要な時に必要最小限のエネルギーを使うようにする機器、その他、窓からの熱の出入りを抑制し冷暖房にかかるエネルギーを抑えることができる断熱フィルムの施工等、さまざまな省エネ設備が製品化されている。

これら省エネ設備を計画的かつ積極的に導入することで、省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を図る。

なお、設備の導入には、リース方式やESCO事業、国庫補助事業や脱炭素化推進事業債など、多様な手法を検討し、最大限のコストメリットが得られる方法を選定して導入を促進する。

表 11 ハード的取組施策の例

1 空調	・ 高効率エアコンへの更新 ・ 送風ファン、循環ポンプ用モータのインバータ化 ・ 熱交換型換気扇の導入 ・ 窓ガラスの2重サッシ化 ・ 窓ガラスへの断熱フィルム施工
2 照明	・ 太陽光や風力を活用した発電型屋外照明の導入 ・ 自動調光システムの導入 ・ インバータ蛍光灯への更新 ・ 人感センサの設置 ・ LED照明器具への転換 ・ 室内照明の配線を変更する
3 OA機器	・ OA機器購入の際は、国際エネルギースタープログラム適合商品の中から選定する ・ パソコン購入の際は、デスクトップ型に比べて消費電力の少ないノート型の中から選定する
4 その他電気	・ 省エネ型、又は蓄光型誘導灯への更新 ・ 保温性の高い電気ポットへの買い替え ・ 自動販売機は省エネ型等、CO₂の排出が少ないものを選定する
5 施設燃料（灯油、A重油、LPG）	・ 環境対応型高効率ボイラ（低CO₂、低NO_x）への更新 ・ 潜熱回収型給湯器への更新
6 公用車	・ 次世代自動車（EV、PHV、FCV）、又はハイブリッド車（HV）への更新 ・ 市販のエコ運転支援装置や燃費計の設置
7 水道、用紙、その他間接的項目	・ 雨水利用タンクの設置により、雨水を散水などに利用する ・ 自動水洗設備など節水型機器を導入する ・ トイレ用擬音装置を導入する
8 ごみの廃棄・リサイクル	・ コンポスト化や3Rを推進する
9 公共事業における環境配慮	・ 雨水の貯留浸透施設を利用した水循環設備を導入する ・ 施設の再整備の際には、環境にやさしいエネルギー機器、省エネルギー機器の導入を検討する ・ 公共施設の新築又は改修時には費用対効果等を考慮したうえでZEB化を検討する ・ 気候変動対策及びCO₂吸収源の確保として、緑化工事や植栽を検討する

2. 再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光発電システム及び蓄電池は、再生可能エネルギーへの転換による温室効果ガス排出量の削減はもとより、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与するものである。

今後、公共施設の新築、又は改修時には、太陽光発電システム及び蓄電池の導入を積極的に検討・実施するものとする。

また、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）や次世代エネルギー（水素等）についても、社会情勢を注視し、導入の検討を行っていく。

第5章 実行計画の推進

実行計画を推進する組織は、市長によるトップマネジメントと、副市長及び各部局の長で構成する「カーボン・マネジメント推進委員会」を中心とした推進体制を基に構築した。

また、実行計画推進に関わる施策を実施する組織として「環境活動組織」を設け、実行計画の運用状況把握（各施設の活動量、取組状況調査等）、並びに温室効果ガス削減への取組を実施するものとする。

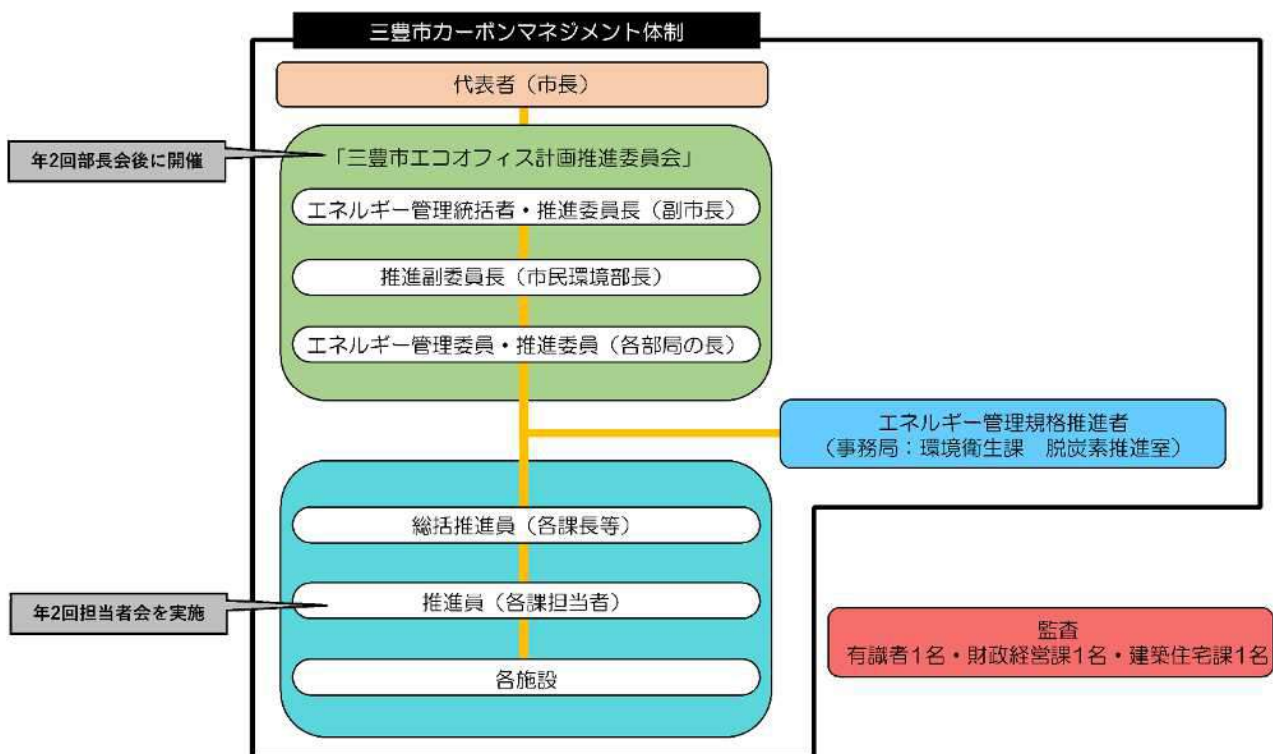


図 11 実行計画推進体制

なお、組織の主たる役割は以下の通りとする。

● **トップマネジメント（市長）**

本市における地球温暖化対策の総指揮を執る。

● **推進委員長（副市長）**

本市におけるエネルギー管理の統括、及び推進委員会の指揮を執る。

● **推進副委員長（市民環境部長）**

「推進副委員長」は、「推進委員長」を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

● **三豊市エコオフィス計画推進委員会（以下「推進委員会」とする）**

エコオフィス計画推進に関わる施策決定を行うと共に、「総括推進員」からの活動量・温室効果ガス排出状況、地球温暖化対策への取組状況等の報告を受け、対応策等について各職場へ適宜指示する。

なお、「推進委員会」は副市長及び部長会を母体とする各部局の長で構成するものとする。

● **事務局**

エコオフィス計画の運用状況に関する調査結果をとりまとめると共に、計画に関する庁内の対外的な窓口の役割を担い、環境衛生課脱炭素推進室内に設置する。

● **環境活動組織**

エコオフィス計画の推進に関わる施策の実施や、各施設の活動量並びに取組状況に関する調査を行う等、具体的な活動を行うと共に、「推進委員会」を補佐する役割を担う組織であり、「総括推進員」及び「推進員」により構成する。

■ **総括推進員**

各課の長、又は所属長とし「推進委員会」の決定事項に基づくエコオフィス計画の推進に関する施策の実施について、「推進員」を指名するとともに課内の職員に指示・伝達する等、各課内で中心的な役割を担うものとする。なお、「推進員」を指名したときは速やかに事務局に報告するものとする。

また、「総括推進員」は課長会等での情報交換を通して、エコオフィス計画の運用に関する各職場間の意識格差の是正に努める。

■ **推進員**

「総括推進員」の指名により置かれ、調査対象となる施設の基礎調査（活動量・排出量・増減要因等）、各職場への連絡などの実務に当たる。「推進委員会」あるいは「総括推進員」と職員間の意思疎通を図る。

第2節 エコオフィス計画運用状況の把握

各職場で日頃の事業活動が及ぼす温室効果ガス排出への影響及び排出の現状を把握・認識することで、「温室効果ガス排出者」としての自覚を促すことを目的とし、温室効果ガス排出状況調査結果(活動量・排出量及び各増減要因)を「推進委員会」に報告するものとする。

＜温室効果ガス排出状況調査の概要＞

- 「推進員」を中心として各課及び管理下にある施設の活動量・排出量及び各増減要因等を集計・調査し、「総括推進員」に報告
- 集計した温室効果ガス排出状況は「推進委員会」に報告
- 排出量増加の場合、改善策も併せて「推進委員会」に報告
- 調査及び報告は年2回(半期毎)実施

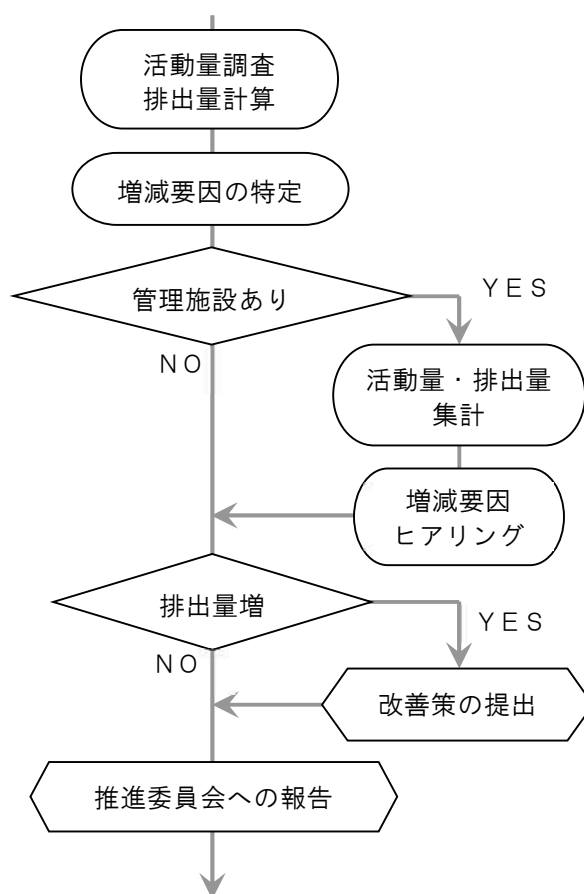


図 12 排出状況報告の作業フロー

第3節 第5次計画の進捗状況の点検

第5次計画の期間中は、毎年度、調査対象範囲の温室効果ガス排出状況調査を行う。

また、排出状況の実態把握と共に、実行計画における温室効果ガス削減目標について、その達成状況を確認し、次年度より効果的な取組を図るための施策等について検討する。

施策については各課の「総括推進員」を通じた提案や、本市の施策として実施する内容を「推進委員会」で審議し、順次実施するものとする。

なお、事務局は、地球温暖化防止を取巻く社会情勢やエコオフィス計画の運用管理の状況、評価・点検結果等を考慮し、必要に応じて取組内容の改善など計画の見直しを行うものとする。

第4節 職員に対する研修

エコオフィス計画に掲げた取組を実施していくのは、一人ひとりの職員である。

よって、計画を推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状やエコオフィス計画の内容を十分に理解し、年度ごとの取組状況等を踏まえて、今後のエコオフィス計画の在り方を見直すことが求められる。

これらを実現するために、職員向けの環境に関する研修を計画的に実施するとともに、庁内 LAN 等の活用により地球温暖化対策等に関する情報を積極的に提供し、講演会や清掃活動等への自主的な参加を促進する。



1. 研修の目的

研修の目的は、年度毎のエコオフィス計画運用状況に関する調査説明会等の場を活用し、温暖化問題に関する認識と、エコオフィス計画の取組への理解や知識を深めるための情報を提供することで、地球温暖化防止への積極的な取組実施が職員の共通認識となるよう普及・啓発を行うこととする。

2. 研修の内容

研修の内容は、地球温暖化関連情報、計画の内容、推進・点検体制と役割、職員の指導・育成、取組に関する項目・方法等、地球温暖化防止並びに職員の責務として取り組むべき内容を主体とする。

第5節 エコオフィス計画の進捗状況の公表

エコオフィス計画の推進は、地域の環境、ひいては地球の環境を守るために、行動の輪を行政から市民や事業者に広げ、周辺地域一体となって行動していくことが望まれる。そのために事務局は、毎年度、エコオフィス計画の運用状況等について、広報紙及びホームページ等を通じて市民に公表を行うものとする。

また、現在の本市の取組を広くアピールし、市民に対する普及・啓発を行うことを目的として、本市の施設を利用される方々に向け「ご理解・ご協力」を呼びかけるとともに、より多くの市民に支えられる取組となるような対策を講じるものとする。



市民環境部 環境衛生課 脱炭素推進室

kankyou@city.mitoyo.lg.jp

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

Tel : 0875-24-8445

Fax : 0875-73-3020